

国立市教育委員会いじめ問題対策委員会（第1回） 記録

日 時：平成30年5月10日(木)午後7時00分～午後8時30分

場 所：市役所3階 教育委員室

出席委員：小林委員長、山田副委員長、長谷川委員、岸委員、八巻委員、田島委員
矢野委員、伊佐委員

事務局：三浦教育指導支援課長、荒西指導担当課長
植木指導主事
坂巻指導支援係長

傍聴者：なし

次 第

1. 委員長挨拶

2. 議事

- (1) 報告1 平成30年度 国立市教育委員会及び国立市立小・中学校の取組について
- (2) 報告2 「教員向けリーフレットについて」
- (3) 協議 「年間計画について」

3. 事務連絡

配布資料

- ・国立市立小・中学校におけるいじめ防止等の取組について
- ・平成30年度 国立市教育委員会並びに国立市立小・中学校の取組について
- ・平成30年度 いじめ問題対策委員会 年間計画検討資料
- ・参考 いじめ防止対策の推進に関する調査の結果に基づく勧告（概要9）
- ・教職員研修資料 国立市のいじめ防止対策

○事務局 皆さん、こんばんは。国立市教育委員会いじめ問題対策委員会、平成30年度の第1回を開催させていただきます。今年度最初の会ということもございますので、初めに三浦教育指導支援課長よりご挨拶申し上げます。

○三浦教育指導支援課長 では、改めまして、こんばんは。日ごろから本市のいじめ問題対策についてご尽力いただきましてありがとうございます。平成30年度のスタートですので、一言だけご挨拶をさせていただきますと思います。

平成27年4月に施行された本市のいじめ問題対策推進条例でこの委員会がスタートしているわけですが、ことしが2期目の2年目ということになります。この間重大事態、特に長期欠席に係る重大事態が何件か発生をしております、その件についてはいろいろご助言をいただきながら、解決には十分至っていないところもあるのですが、都度、都度、対応してきているところでもあります。また、委員の皆様には学校で教員等から聞き取りをしていただいたり、その内容をもとに学校に対するご指導を多くいただいているところでもあります。改めて感謝申し上げます。

この後の審議については、2期目ということですので、また、今年度も小林先生に委員長を、山田先生に副委員長をお願いしながらこの会を進めさせていただきたいと思います。どうぞよろしく願いします。

○事務局 それでは、小林委員長よりご挨拶をお願いします。

○小林委員長 それでは、皆さん、改めまして、こんばんは。国立市教育委員会のいじめ問題対策委員会本年度第1回目ということもございます。また、心を新たにして国立の子どもたちのために私たちが持てる力を十分に発揮してまいりたいと思いますので、どうかよろしく願いいたします。

この会を進めるに当たって、これまでも委員の方々、さまざまな形でご尽力をいただきましたが、さらにそれぞれのお立場でももちろん学校のことを思ってということで、学校外のいろいろなお立場の方が強力に発信していくというのでしょうか、そういうことが私は大事ではないかなと思っています。そういう点ではどうか忌憚のないさまざまなご意見をまたは活動をしていただいて、形ばかりのというものではなく、本当に実効性のあるというか、多少なりとも学校が何かいい意味で刺激を受けたり、またはその力添えになるようなものであったりと願っておりますので、どうかよろしく願いしたいと思います。

以上でございます。

○事務局 ありがとうございます。それでは、議事を進めていただく前に、配付させていただいている資料をご説明させていただきます。

まずは、今回の「次第」。裏面には皆様の名簿を載せさせていただいております。続きまして、資料の3枚刷りになってございます資料1、資料2、資料3ということで、ステープラー止めしているものがございます。

続きまして、左上に「参考」と書かせていただいた文部科学省からの勧告の概要というもの。それからカラー刷りの国立市のいじめ防止対策というプリント。という形でご用意をさせていただいております。不足等、ございますか。よろしいでしょうか。ありがとうございます。

それでは、本日の議事を進めていただきます。小林委員長、よろしく願いいたします。

○小林委員長 それでは、座ったままで失礼をいたします。まず、本日の議事進行の確認をさせていただきます。

1点目が「国立市いじめ防止対策推進基本方針及び本委員会設置の趣旨等の確認」ということで、

まず第1番目でございます。2番目は「平成30年度国立市教育委員会及び国立市立小・中学校の取り組みについて」。そして3番目に「教員向けのリーフレットについて」。そして4番目に「協議」。特に年間計画について議論を深め、そのほか何かありましたら、適宜取り上げてまいりたいと思います。なお、本委員会の質疑等の内容につきましては、発言者を明記して、その発言要旨について記録し、国立市のホームページに掲載をいたしますので、あらかじめご承知おきいただきたいと思います。よろしくお願いたします。

それでは、初めに「国立市いじめ防止対策推進基本方針等について」、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、私から国立市がいじめ防止等の取り組みについてということで、まずは防止対策推進基本方針及び本委員会の設置の趣旨等について確認ということで、お話をさせていただきます。

まずは、資料1をごらんください。こちらが条例や基本方針との関係、それから関連する委員会、会議等をまとめさせていただいたものでございます。

改めての確認となりますけれども、一番上位の「いじめ防止対策推進法」、それからそれを受けての「東京都いじめ防止対策推進条例」。それを受けて「国立市いじめ防止対策推進条例」を平成27年4月1日に施行してございます。この中にさまざまな連絡会、それから委員会等を規定させていただいておまして、条例の第10条にはこの教育委員会がいじめ問題対策委員会ということで位置づけを行っております。

その内容ですね。改めての確認となりますけれども、学識経験者、法律、心理、福祉等に関する専門家等で構成をされると。それから、いじめ防止対策推進基本方針に基づく市におけるいじめ防止対策の防止等のための対策を実効的に行うための国立市教育委員会の附属機関という位置づけ。大きく内容については3つ規定してございまして、1つが、いじめの防止等のための対策の推進についての調査審議。それから2つ目として、いじめの防止等のための対策の推進について、必要に応じて教育委員会に意見を述べる。主に過去2年間、それから昨年度1年間ということで、こちらの①、②について協議等深めていただき、さまざまにご提言をいただいているところでございます。また、これに付随して学校のほうに直接足を運んでいただいたり、その状況を確認していただいたりとかしながら、ご意見をいただいているところでございます。

③番ですけれども、こちらは学校において重大事態が発生した場合には、組織としての調査を行い、その結果を教育委員会に報告することになってございまして、過去にこのいじめの重大事態が発生してきておりますけれども、その際はその調査の主体を基本的には学校が行うという形で判断してございましたので、過去にこの委員会が調査の主体となって、重大事態の対応を行ったことは、今のところはない状況でございます。ただし、今後本委員会が主体となって調査するということになりましたら、これは定例会のほかに臨時に招集をさせていただいたりとか、新たに委員会のチームを組んで対応を行ったりということが今後あるかもしれませんので、ぜひそのときはよろしくお願をいたします。

なお、本委員会のほかに設置されている連絡協議会等につきましては、第9条に基づきますいじめ問題対策連絡協議会。こちらについてはいじめ防止等に関する機関との連携を目的として行っている機関。それから公立小・中学校いじめ問題対策連絡会、こちらについては、各校のいじめ問題担当教員で構成して学校間レベルでさまざまな協議を行う会議という形になってございます。

大きな基本方針と本委員会との設置の趣旨等については以上となります。よろしくお願いたします。

す。

○小林委員長 それでは、ただいま事務局から説明をいただきましたけれども、これにつきまして何かご質問とかご意見があればお出しただけだと思います。いかがでしょうか。

岸委員、お願いします。

○岸委員 単純な質問なのですが、第9条のほうの連絡協議会とか、問題対策連絡会、開催頻度はどれくらいになるのでしょうか。

○事務局 いじめ問題対策連絡会協議会につきましては年間3回。それから公立小・中学校いじめ問題対策連絡会については年間2回という形で設定してございます。

以上です。

○小林委員長 一応、今、そのような回数が出ました。それ以外、またそれに関連してでも結構ですし、そのほかでも何かありましたらどうぞ。

どうぞ、矢野委員。

○矢野委員 市条例第10条の一番下に「国立市いじめ問題調査委員会（市長の附属機関）」とあるのですが、これと10条の③で、この会が調査を行うということが両方載っているかと思うのですが、この関係性というか、関連についてお願いします。

○事務局 本委員会は教育委員会の附属機関でございますので、実際に調査を行うということで判断をされた場合に、この調査報告を教育委員会に行っていく形になります。実際にそういった調査報告を市長に報告書として上げる形になりますけれども、その報告について、保護者であったりとか、それから市長のほうでこの調査は不十分であるという判断がなされた場合に、さらに第三者的な機関という形の調査機関が発足するというので、こちらについては市長の附属機関という形で再調査を行う。こういったところが不十分であるということが下りてくれば、それについてこちらにも必要な調査を行うという形になりますので、関係性としては、教育委員会の附属機関と市長の附属機関というところで分けて考えていただけるとよろしいかと思えます。

○矢野委員 ありがとうございます。

○小林委員長 ほかにいかがでございましょうか。

私から1つ、よろしいですか。公立小・中学校いじめ問題対策連絡会を、これ年2回ということで、小学校と中学校のそれぞれの担当の校長先生、各学校のいじめ問題にかかわる担当の先生がということですが、これは運営の仕方としては、小・中が一体的にやっていると考えてよろしいでしょうか。

○事務局 この会については、小・中合同で行ってございまして、さまざまな小学校の問題であるとか、中学校の問題等も共有する場面を設けてございます。

○小林委員長 わかりました。今、私のほうで質問したのは、小学校、中学校にはいろいろ課題があるし、それぞれまた取り組みをさせていただいているのですが、特に従前から言われている中1でいじめ問題が多く発生していることを考えたときに、小・中の連携というのは非常に大きな1つのポイントになると思いますので、この辺は今後こうした合同で開かれている連絡会だとか、場合によっては研修会だとか、さまざまな場で小と中がしっかりと連携していくことが重要かと思えますので、そのような発言をいたしました。

ほかによろしいですか。どうぞ。田島委員。

○田島委員 今の公立小・中学校のいじめ問題対策連絡会というのは、小・中が一緒にとおっしゃい

ましたけれども、以前学校を訪問したときにその学校のいじめ問題対策委員会みたいな。一緒に傍聴ではないですけども、させていただいたのですが、それとは違うということですか。

○事務局 田島委員ほか、一中さんでしたか。

○田島委員 一中でしたかね。

○事務局 参加していただきました。学校のいじめ問題対策委員会については、学校の中での委員会でございますので、これについては国立市内の公立小・中学校のいじめ問題対策連絡会ということでございますので、各小・中学校のいじめ担当の先生方が集まる会と認識していただければと思います。

○田島委員 そうしますと、私たちが見せていただいた委員会は学校の中で結構頻りにされているというお話だったと思うのですが、それについては内容の報告であったりとか、そういうのが教育委員会に上がってきたりというのはあるのでしょうか。

○事務局 その定例の対策委員会のほうで設けているものと、またそれ以外にも、この学校のいじめ問題対策委員会については、学校のほうの対策委員会については、いじめが発生しましたとなったときに臨時に招集されることもあります。ですので、かなりの頻度、実際は開催するような形になっています。それについて1件1件、今のところどういった会議が開催されたということは、こちらで逐一把握はしておりません。ただ開催したときには、しっかりといつ開催したのかとか、その会議の内容は記録するように指示してございます。

以上です。

○小林委員長 ほか、よろしいですか。それでは、おおむねご意見やご質問が出たかと思しますので、次の議事に移らせていただきたいと思います。

それでは、続いて「平成30年度国立市教育委員会及び国立市立小・中学校の取組について」、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、資料2をごらんください。平成30年度の国立市教育委員会及び国立市立小・中学校の取り組みについてご報告いたします。平成30年度のいじめ防止対策に係る取り組みについては、まず(1)にあるような推進法に基づいた対応ということで、それらの①から⑥番のことを実施していきます。先ほどご質問がありましたいじめ問題対策連絡協議会については年3回ということで、第1回目については問題対策連絡協議会単独で行って、各課の取り組みの紹介であるとか、関係機関での情報交換を行います。6月には公立小・中学校のいじめ問題対策連絡会と合同開催ということで、学校の先生方と意見交換をしていくという会議を考えてございます。いじめ問題対策連絡協議会は8月30日に中学生3校のスクール・バディ交流会がございまして、そちらを参観していただくとともに、昨年度は参観をしていただくだけだったのですが、平成30年度は直接中学生と意見交換をしていくことも考えて計画しているところでございます。

公立小・中学校のいじめ問題対策連絡会については、先ほどの関係機関との連携の6月29日と、あと9月20日に、これは後でちょっと提案になるのですが、教員の研修会を実施しますので、そこに参加していただく会にしようと考えてございます。問題対策連絡会のほうは第1回、第2回ということで2回になっております。失礼しました。

それから、年度当初に国立市のいじめ防止対策ということで、昨年度ご協議いただいたリーフレットを配付してございます。これ、後でまたご説明させていただきます。

(3)は弁護士によるいじめ防止授業ということで、今年度も全市立小学校で実施させていただきます。小学校6年生が対象ということで、今、日程等も組まさせていただきます、計画が進んでいるところ

です。

(4) は中学校対象のスクール・バディ・サポートということで、1年生対象の全体講演会。これは前委員の成瀬子ども人権オンブズマンが講師として、1年生の全体講演を行うということ。その後、実際にスクール・バディを募って、組織をした後に、地域人材によるスクール・バディへの支援ということで、年間各校3回ずつスクール・バディの取り組みに地域人材が入って、さまざまな助言を行うことを今年度も実施してまいります。なお、先ほど申し上げたとおりスクール・バディの交流会を8月30日に実施する予定となっております。

裏面に移りまして、いじめの認知については、昨年度よりかなり大幅に全体として見直しを行いまして、また、教育委員会としても各校に周知を行っていく形でございます。今年度も先ほどのリーフレットを中心に、新しく来た教員に対してもしっかりと徹底できるように取り組む予定となっております。

大きな3番の「諸調査の実施」ということで、まずは平成29年度の問題行動等調査。こちらについて今年度早くに通知がありまして、昨年度よりかなり早い段階で集約が進んでございます。今、ちょうど東京都のほうにも提出をして、さまざまなやりとりをしているところでございまして、恐らく5月中には調査結果がまとまるのではないかと想定してございます。次回のこの会でご報告ができるものと考えてございます。

あとは2回の「ふれあい月間」における調査がございまして、7月に集約を行っている「いじめの認知件数及び対応状況把握のための調査」。これも7月末のご報告になると思います。それから2回目は11月でございますので、12月末くらいの集約という形になりますので、こちらも昨年度に引き続きこちらの会でもご報告できるように考えてございます。

平成30年度のいじめ防止等に関する取り組みについては以上でございます。

○小林委員長 ありがとうございます。それでは、ただいまの内容につきまして、ご質問やご意見をいただきたいと存じます。よろしく申し上げます。

○事務局 補足でよろしいでしょうか。先ほどのいじめの認知のところに関連いたしまして、ここの参考と別添で示させていただいた資料をごらんください。

本市については、平成29年度の4月から既にいじめの認知について、軽微のものも認知してしっかりと取り組んでいこうとしておりますけれども、この平成30年の3月16日付でいじめ防止対策の推進に関する調査の結果に基づく勧告ということで、文部科学省からかなりボリュームのある内容で勧告がなされました。ホームページ等からでも参照できるのですが、全部で86ページに及ぶ文章になってございまして、その抜粋、概要版がこのA4で1枚のものになってございます。

そもそもこのいじめの認知について、その「背景等」というところの丸の3つ目なのですが、28年度はいじめの認知件数は過去最多である。ただし児童生徒数当たりの認知件数は都道府県間で約1.9倍の格差があるということ。いじめの背景とした自殺等の重大事態は後を絶たないということで、これが大きな課題であるという認識が新たためて公式に示されまして、これについて特に主な調査の結果の大きな1番「いじめの正確な認知の推進」ということで、メッセージとしてこの勧告で伝えられていることとなります。読ませていただきますと、学校において法のいじめの定義を限定して解釈している場合があると。例えば①番、いじめの認知の判断基準について、定義とは別の継続性であるとか集団性等の要素により、限定して解釈する例が24%ある。それから②番として、実際の事案でも定義とは別の要素を判断基準とすることによりいじめとして認知しなかった例、いわゆる認知

漏れと考える例が12%あったということなのですね。これについて何でこのような24%、12%が出てきたかと言いますと、昨年度中に平成28年度の問題行動等調査実施が終わった後に、どうやらそういった都道府県間でものすごく格差があるということが判明しまして、私どものほうにも追加調査ということで、本当に正しい認知が行われているのか、数字として偏性はないのかということで、2回目の調査が来た経緯がございます。本市については既に認知の感度を高めている状況がございましたので、特に変更ございませんという形で回答いたしましたけれども、その際にさまざまな都道府県、区市町村の中からやはりこういった認知漏れがあったという申告があって、このような数字が出てきている背景がございます。

また、大きな2番といたしまして、「重大事態の発生報告など法等に基づく措置の徹底」ということを勧告されておりまして、これについては法や国の基本方針等に基づく措置が徹底されていない例がある。いわゆる重大事態の発生報告というのは、必ず市長へまず発生報告、その後調査結果の報告という形をしなければならないという形で明記されているのですけれども、それが2%、それから1%についてはそれらの報告がなされていないという事案があったということでございました。本市についてはこれまで重大事態として認識されている件については全て発生報告、調査結果報告ともに市長へ報告しているということがございますので、こちらには該当しないのですけれども、こういったこともあることが問題視されているところです。

大きな3番については、法務局の問題ということで、こちらも法務局に改めて相談をしても、「また学校に相談してください」という対応で、ほとんど前進がないということが多々あったことが問題になっている状況がございまして、この大きく3点を中心に、さまざまに問題提起等これからの防止対策推進を目指すところなど書かれたものが文科省から3月に来ておりますので、そのところをちょっと補足で説明させていただきました。

以上です。

○三浦教育指導支援課長 今の説明で少し誤った部分があったので、訂正をさせていただきます。この勧告については、文科省と法務省は勧告を受けた側です。是正をなさいと勧告を受けた側です。勧告をしたのは総務省です。総務省が文科省と法務省の取り組みについて十分ではないので、是正をなさいと勧告をしたという内容です。文科省がその勧告に基づいてこれからの指針を示したというのが、今、指導担当課長のほうから分厚い冊子が来ましたという話になります。

○小林委員長 ありがとうございます。それでは、今、説明をさらにしていただきましたけれども、ご質問、ご意見を承りたいと思います。

それでは、口火で私から。今、その文科省、法務省が勧告を受けたということで、その調査結果に関して幾つか課題があるということで出てきておりますが、ちょっと聞き漏らしたかもしれませんが、本市においてはこの辺はいかがだったのか、それについてお教えいただければありがたいと思います。

○事務局 本市については、一度最初に提出した内容、数値と変更なく2回目の調査も完了したということでございます。最初のところからの数値の変更等はしていない状況でございます。

○小林委員長 ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。

○長谷川委員 1の(4)のスクール・バディの制度に関してなのですが、昨年からこういった制度があるということで、活動していただいているかと思うのですけれども、実際例えばなり手がいるかいないかであるとか、活動する中で何かこういう課題とか問題が出たとか、それに対して何かこういう対策を考えているとか、そういったことが何かあれば教えていただけますでしょうか。

○事務局 このスクール・バディについては、平成29年度少し方向性を変えてございまして、それまでは湘南DVサポートセンターのいじめ防止プログラムの一環として行っていたものでしたので、生徒が心配なことをスクール・バディ生徒に、相談できる場というニュアンスが非常に強かったのですけれども、実際2年間実施してみて、そういった生徒間で相談を受けるということはほとんどないというかゼロに限りになく近いという状況がございましたので、いじめ防止プログラムは実施せずに新たな形に取り組みました。今回からは生徒が主体的に学校のいじめ問題についてどう考えていくのかということ意見を交換したりとか、いじめ防止対策について考えたりするという場にしていこうという形で3校とも進めていた状況でございます。

その中で実際に相談はないという形ですけれども、そういった組織に対して相談はなくても、個別に友だちから相談を受けたというような事例はやはり何件かはあったということでございましたので、その辺はやはりスクール・バディという形でしっかりと宣伝して、活動、取り組みの1つ成果かなと考えてございます。

○田島委員 同じところでよろしいですか。地域人材による支援ということですが、どんな方がどのような支援をされているのですか。

○事務局 今回お願いをした方が、現在、保護司で今年度人権擁護員も兼務されていらっしゃる方でございます。もともと教員の経験等もあるという形で非常に子どもとの接し方とかも巧みですし、また、そのプログラムとか、助言の仕方等もさまざま工夫していただきながら取り組んでいただける方ということで、昨年度まで有効に活動していただけたなと感じているところです。今年度も同じ方でやっていこうと考えてございます。

○田島委員 それは3校とも同じ方ですよ。

○事務局 はい。

○田島委員 ありがとうございます。

○小林委員長 ほかによろしいでしょうか。

○八巻委員 6月29日のこのいじめ問題対策連絡会と連絡協議会との交流ということで、同じ日、交流ですから一緒になるということですが、交流というのは一体何を交流するのか、具体的に何をするのでしょうか。

○事務局 この会、まずは学校での実態を関係機関の方にも知っていただくことがございますので、今、まさに起きているいじめの状況であるとか、どういう対策をとっているのかということをおお体いつもグループごとに分かれて、質問等をしやすいような雰囲気の中で協議をいただいている状況でございます。関係機関はさまざまな質問をしますけれども、こういった点については連携がとれるかもしれませんという形で、関係機関としての役割をPRしている場にもなっておりますので、そのような形で交流を進めていっている状況でございます。

○小林委員長 ほかにいかがでしょうか。

では、済みません。1つ、よろしいですか。1の(3)番で弁護士によるいじめ防止授業ということで、全小学校で行っていると。私どものこの委員会でも初年度、3年前ですか、実際に学校にお邪魔してその様子を参観させていただいたことがございます。そのときにはいじめられている側に問題があるのか、どうなのかということをお鋭く子どもたちに投げかけて、いじめられる側に問題があるという発想ではなくて、とにかくいじめてはいけないのだということをお徹底していく。そういった指導は大事だということで、私どもも非常にそれはそのとおりだということで、その後のいろいろな場面

で私どもの考え方の1つの共通財産にもなったかなと思っているのですが、これ、毎年行っていると思うのですが、最近の状況について、これは事務局のほうから。場合によっては長谷川委員も入っているらしいので、教えていただければありがたいと思うのですが、

○事務局 この弁護士よるいじめの防止の授業でございますけれども、こちら基本的にプログラムの形になるので、大きな変更なく今も続いている状況でございます。ただ昨年度の反省等も踏まえたりしながら、学校の中でちょっと児童の実態によっては、自殺事案を直接取り扱うのは控えていただきたい等のご要望等がありまして、それに応じて基本ベースは変えないものの学校に応じてカスタマイズしていただいている状況と認識してございます。

○長谷川委員 弁護士会で教育委員会さんから授業のご依頼を受けてそれぞれ担当を決めて、各校担当しております。全体的な進め方としては、まず担当者が学校にお伺いして、対象のクラス、学年の先生と打ち合わせをして、一応テンプレートのような基本的な内容、こういった授業を行いますということをご説明した上で、そのクラスであるとか、学年の状況に応じた変更、調整をしたり、最近では例えばネットいじめについても言及してもらいたいとか、そういったオファーをいただければ何とか授業内容に盛り込んで、それぞれの授業で対応していることになっております。

毎回、これはお願いごととしてアンケートを生徒さんと先生方、授業参観日であれば保護者の方を含めていただいております。率直に書いていただいているアンケートを何とか授業内容に盛り込んで、よりブラッシュアップしていこうというところでもあります。弁護士会としては、一応ある程度軌道に乗ってきた担当者がきちんと見つかってそれぞれの授業、ある程度支障なくできるというところまでできてきたかと思うのですが、やはりいろいろな状況というのは変化があるものですので、ぜひ学校さん含めてご意見をいただいて、その時々合った授業を提供できればと考えて実行しております。

○八巻委員 よろしいですか。もう少し教えていただきたいのですが、全国立市立の小学校を回っていて、授業ですから、6年生全クラスに教えているのですか。

○長谷川委員 国立市はもうクラスごとのオファーがあれば、それぞれ担当者、同じ時間であれば2人用意して、後は縦積みとか、2限目、3限目の続きでやる場合は1人で担当することもございますけれども、クラスの教室でやるケースがある一方で、いろいろな授業の時間割の関係で合同で1時間の中でやってくださいというオファーをいただくこともありますので、体育館であるとか、視聴覚室みたいところで一度に行う場合があります。一度に行う場合は、パワーポイントを示しながら、ちょっと広い会場だったり、ちょっと資料の配付がしにくいことがあるので、パワーポイントを使いながらの授業になることもございます。ただ授業内容自体は基本的に一緒になっています。

○八巻委員 だから確実にその学年、6年生は全員各クラスでやるか、集まるかの違いはあるけれども、その小学校の6年生は全員受けられる。

○長谷川委員 今年度もそのようにご依頼いただいております。

○小林委員長 ありがとうございます。これは中学校ではどうなのでしょう。そういう計画とか。それは実際。

○事務局 中学校のほうは、中学校1年生を対象にオンブズマンのほうでそういった形で実際にやっているのですが、小学校6年生でその授業を受けているということ踏まえた上で復習的な観点もあれば、中学校として一步踏み込んだ内容を学ぶとか、そういった形で介在している形になっています。

○小林委員長 そうすると（３）と（４）はいろいろ内容的にも少し連携をしているということで考えてもよろしいですかね。

○田島委員 今の弁護士による授業なのですけれども、実際長谷川委員は、何年かされていると思うのですが、子どもたちの反応とかに変化とかあるのでしょうか。

○長谷川委員 経年で見た場合の変化は、正直あまりないかなと思います。むしろ地域的な特徴であったり、やはり地域ごとに集まる生徒さんとかご家庭の状況が変わるので、クラスの雰囲気とか、生徒さんの受けとめ方がちょっと違うなど思うことがあるかと思えます。

むしろ数をやっている、時々授業をやった後に、「いじめはいじめられる人が悪いのですか」と、その授業の中で聞いた質問の答えを改めて書いてくれているところもあるのですが、意外と変わらないのですよね。授業の前と後でそんなに大きく変わっていないと思うときもあって、いろいろ授業で言ってもらったのだけど、やはり自分はこう思いますということを書いてくれることが何度かあって、そういう意味では１回やったからどうこうとか、響くクラス響かないクラスがあるというよりは、繰り返しこういった話をいろいろな形で提供することが大事なのかなと感じたところです。

○田島委員 地域性に関しては、例えば南の一小と、北の四小では大分雰囲気が違うなどというのは、私なんかも回っていて思うのですけれども、それは実際どうお感じになっているのですか。

○長谷川委員 私自身あまり国立市内だけをやっていないので、どちらかというと本当に例えば八王子の奥の学校と駅に近い学校で随分違うなどか。あとはやはり学校の近くに集合団地みたいなのがあるところは、やはり経済的に苦しい方が多かたりして、ちょっと学校が抱える問題みたいなもの少しほかの学校とは違うことがあるというぐらいの、大きな地域性の違いがあるのですが、おっしゃるとおりやはりこの市内とか、狭いところで、やはり学校それぞれの特色があると思うので、そこはまさにそのいじめ予防授業の中で言えば、学校の打ち合わせの際にしっかり聞き取りなり、オフア一をいただいて対応できればと思っているところです。

○小林委員長 ほかにいかがでしょうか。

○矢野委員 大きな３番の「調査の実施」というところで、２番目、３番目の調査に関してなのですが、「ふれあい月間」の調査というのは、これは多分毎年６月、１１月に行われる生徒へのアンケートの調査のことだと思うのですけれども。２番目のこの調査というのは教育委員会のほうで何か書式をつくられていて、それへ学校側が回答するという形の調査なのでしょうか。

○事務局 これにつきましては、実は「ふれあい月間」の後に行っている調査なので、「ふれあい月間」調査の第１回目という認識でよろしいかと思えます。

これ、もともとは「ふれあい月間」調査という形でやっていたのですけれども、大きないじめの問題が発生してから、このときはもうとにかくいじめの事態を把握するのだということで、名称がちょっと変わっているところがございます、このような名称でずっと続いているのですが、「ふれあい月間」第１回目の６月を踏まえて、調査している内容となっております。

○矢野委員 ありがとうございます。

○小林委員長 ほかによろしいでしょうか。

山田委員、お願いします。

○山田副委員長 山田です。参考資料の勧告に関して、ちょっと市の話とは違う観点からの質問になってしまうのですけれども、いじめの正確な認知の推進について、限定解釈しないようにという勧告が総務省から出たわけなのですけれども、認知の話と重大事態の対応の話は、性格が違うのは承知し

ているのですが、この勧告の後の3月28日に葛飾区のいじめ調査委員会ですか、第三者委員会で答申が出て、それが認知における定義が広いのは当然なのだけれども、重大事態における事実の認定においては、社会通念上のいじめにあえて絞って議論をしたということが答申の中に書かれていて、この法のいじめの定義のある種の限定解釈のようにも思ってしまうのですけれども、それが新聞等で報道されて以降、例えば東京都の教育委員会であるとか、文部科学省とかからその後葛飾区のケースについて何か言及なり、定義の限定解釈に関する見解というのは出たのでしょうか。今、多分動いている途中のことなのであれだとは思いますが、もし何か情報があれば、今後のさまざまなことを考えるときの1つの手がかりになるのかなと思って発言した次第です。

○事務局 その葛飾の件については、私どももニュース等で知り得るだけでございまして、特に東京都からそれについて何かアクションがあるということは今のところございません。ただ、そういった重大事態のところ、社会通念上のいじめと言っているところは、ニュースとしてもそういう解釈で進めることもあるのだというところはちょっと印象として持っています。

○山田副委員長 わかりました。ありがとうございます。

もし何かこの件で動きがあったら、ここでもお知らせいただけるとよろしいかなと思いましたが、ありがとうございます。

○小林委員長 ほかによろしいでしょうか。

それでは、効率よく内容を進めていきたいと思えます。国立市教育委員会の取り組みということではなく、またいじめだけではないのですけれども、各学校ではスクールカウンセラーによるいわゆる悉皆の面接をやっていると思うのですが、その状況をここでご紹介いただくとありがたいと思うのですが。

○事務局 スクールカウンセラーのいわゆる全員面接というものが今、必須という形でございまして、1学期中に必ず実施する形になっております。ただ、学校の規模等によって全員面接というのはなかなか難しいところもございまして、集団で面接をしていくような場合があったりとか、それから健康診断の流れの中の一環として、最後のブースがその心理士さんと少し交流をするなどのような形で時間的にも工夫しながら、各校実施している状況でございます。

○小林委員長 ありがとうございます。そのほかよろしいでしょうか。

それでは、次に進みたいと思えます。次に「教員向けのリーフレットについて」でございます。それでは、事務局からまず説明をお願いいたします。

○事務局 こちら、昨年度この会議でさまざまご提言をいただきながら、ご示唆いただきながら作成したものをこのような形で完成させました。

このリーフレットについては、全ての市立小・中学校の教員の数だけ学校に配布させていただきまして、学校のほうでしっかりと校内研修の中で使用してもらうように通知しているところです。特にやはり4月には教員の異動等がございますので、かなり昨年度周知したのだけれどもというものが、かなり薄まる傾向がございますので、特に4月、5月の間にこのリーフレットを使って、本市については軽微のいじめについてもしっかりと認知していくのだというところを改めて確認させていただいたところです。このもとになっているものについては、平成29年度の4月に教育委員会のほうでつくらせていただいたいじめの認知について改めましょうというリーフレットをもとに作成したものです。

それに加えて、開いていただきまして、中ほど、左の下のページについては、この本会でお話

し合いをいただきました内容について1個目として示してございます。

まず1つ目については、「法令上のいじめのうち軽微ないじめ」については日常的にあり得ることで、子どもたちはこれらの経験を通して成長していきますが、いじめが根深くなる前のこの段階の感度を高めることは大変重要です。その場の指導で収束する内容なのか、気になる事案として今後注意深く見守るのか、社会通念上のいじめにつながるものとして対応を始めるかなど複数の眼でどのように対応するのか協議する機会を定期的に設けるようにしましょうという形でお話いただいたことを盛り込みました。

あと最終ページになりますけれども、「成功事例について検証、共有を」ということで、いじめ対策は、失敗事例を教訓にすることが多くありますが、それ以上に、いじめの拡大を未然に防いだ対応例もたくさんあるはずで、失敗を反省するだけでなく、うまくいったときにその要因を分析し、共有することが、いじめ防止対策を前向きに進める上で有効です。こういうことも盛り込ませていただきました。

このような形で、本会でいただいたご示唆というものを教員にも伝わるように教育委員会としても進めたところでございますので、ご報告させていただきます。

○小林委員長 ありがとうございます。それでは、この「教員向けリーフレット」に関して、ご意見やご質問があれば伺いたいと思います。

○矢野委員 学校の外から見ていますと、学校によって、もしかしていじめの防止に関して、学校間で温度差があるかなと思うのですが、その辺は国立の公立学校はどんなものなのでしょうか。

○事務局 こちらにつきましては、やはり教育委員会としましても学校間での取り組みの差があるという課題意識から、やはり昨年度、平成29年度当初に共通理解、これをお願いしますというリーフレットを作成したところでございます。やはりその学校自体、全体としての取り組みの差もありますけれども、学校間の中でもさらに教員レベルでも意識の差というのはやはりあるところでございますので、これについてはやはり共通理解を図ったり、これまでの先入観みたいなもので、間違った認識でいる場合もございますので、啓発していく必要はあるのかなと考えているところでございます。

○矢野委員 それからこのリーフレットを配られて、学校のほうでこの意識の徹底を図ってくださいということなのですが、教育委員会としては具体的にどのような内容で学校に指示というか、されているのでしょうか。

○事務局 こちらにつきましては、この内容について教員の啓発を図ってくださいという形になっているのですが、通知の仕方としてはこれに鑑文をつけさせていただいて、ただ配付するだけではなくて、しっかりと時間をとって、この内容について共有してくださいという形でお話をしております。この活用の仕方については、校長会や副校長会、それから生活指導審議会でも繰り返しお話をさせていただくとともに教育委員会主催の研修会、例えば初任者研修であるとか、そういった場でもそういった関連するような内容があれば、こちらを持ち寄って、教習を進めさせていただいてという状況でございます。

○矢野委員 ありがとうございます。

○小林委員長 どうぞ、伊佐委員。

○伊佐委員 教員の方の研修というところなのですが、私も今は違う部署なのですが、スクールソーシャルワーカーをやっていたときに感じたのは、先ほどちょうど出た子どもたち、いじめの弁護士の授業というのはすごく本当によく、ただそれはその学年の先生しか聞かないので、子

どもたちはもちろんなのですが、先生たちの意識がやはり「まあ、あいつも悪いからな」と、実際聞き取りを行ったときも絶対出るではないですか。「やあ、でも相手も悪いのですよ」というのは必ず聞かれることなので、実は先生たちにまず弁護士なのか外部の先生の授業をやはり一度統一して聞くというのがすごく重要ななと思っていて、どうしても子どもたちというと、その学年の先生は結構高学年を中心に持つ先生はずっと毎年聞くけど、低学年の先生は全然聞いていないとか、そういうことがあるので、その教員の校内だけの中で見ているというのは、実はあまり刺激が少ないのかなと思っていて、そういった外部の講師が共通で教師にそういういじめの意識というのをやる機会があるといいのかなと思うのですが、そういうことは検討なされているのでしょうか。ちょっとお聞きしたいです。

○事務局 実はこのいじめにかかわる研修というものについては、これまで初任者研修等は行ってきている状況があったのですが、教員に対してなかなか外部のほかの方から研修をしていくという形はとれていない状況もございました。

昨年度から教員向けにどうアプローチしていくかという形で聞きとり等もしていただいたところの中で、やはり昨年度の中で八巻委員からも教員の研修ということを考えてもいいのではないかとのお話もいただいておりますので、後ほど今年度の取り組みとしてちょっと教員の研修というところも少し最初のご提案という形をさせていただこうと思いますので、よろしくお願いたします。

○八巻委員 このリーフレットはすごくいいリーフレットをつくってくれたなと、とても見やすいなと思ったのです。文字は多いですけど。あと配付だけにはしないでくださいという鑑はつけているけれども、それは一体どうやったのか。ちょっと嫌らしいですけど、どんなふうこれを活用されたのですかという報告というか、校長あたりに書いてもらったほうがいいのか。それはやはり事後というのですかね。そういう意味では必要かな。ちょっと先生方のご負担をふやすようですけども、やはりそういう報告義務はあっていいのかなと思うのですが、そこら辺はどうですか。少し考えてはいたでしょうか。

○事務局 これについてはやはり追跡調査という形で実施はしてございませんので、どのように活用しましたかということで、立ち話程度で聞くことはしているのですが、ただやはり全校全てどう使ったかというのは今、把握していない状況もございますので、ちょっと機会があるときに、生活指導主任会等でお話を聞けばすぐに一括で、新たな調査ということではなく聞くこともできますので、ちょっと工夫しながら発表していきたいと思います。不十分な点は指導してまいりたいと思います。

○岸委員 先ほどの1ページにありました組織として……例えば公立小・中学校いじめ問題対策連絡会というのがもう既にできているわけですから、その中で必ず報告するようにするとか、活用できるかと思うのですが。

○小林委員長 これはぜひ今後どのように取り組むかということ事務局のほうでもご検討いただいて、私ども委員としてはそういう思いを強く持っているということでお進めいただければありがたいと思います。また、しかるべきときにご報告いただけるとありがたいなと思います。

リーフレットにつきまして、ほかにいかがですか。よろしいですか。

それでは、よろしければ、次に移らせていただきたいと思います。

それでは、次に「年間計画について」ということで、事務局からご説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、資料3をごらんください。これまで本会についてはさまざまに視点の対象を変えながらいろいろなお示唆をいただいているところです。平成27年度は児童・生徒を視点の対

象、平成28年度は保護者、平成29年度は教員という形で、昨年度のお話も踏まえて、継続してもう1年教員を視点の対象として取り組んでいったらどうかという形でご提案をさせていただきます。

その教員へのアプローチなのですけれども、平成29年度はまずは実態把握だということで、協議会を直に意見聴取していただいたということがございました。それを踏まえて、研修という形で直接啓発することが有効ではないかというご意見もございましたので、先ほど伊佐委員からも言っていましたけれども、提案といたしましては、いじめの対応力を高める教員研修を実際に実施してみることに取り組んでみてはどうかと考えてございます。

また、昨年度、問題行動等調査や「ふれあい月間」調査を示させていただきましたけれども、さらにご報告した以外の数値みたいなものにもさまざまな意味やこれからの対策のヒントがあるのでないかというご意見もいただいていたところから、あわせて諸調査の分析というのを、これまで以上にこちらで把握している数字についてはお示しさせていただいて、教員に対してのご提言を積極的にしていただけるようにしていただくと重みがあるかなと事務局としては考えてございます。

まずは、このような方向性でよろしいかどうか皆さんでご意見をいただければと思います。よろしくお願いたします。

○小林委員長 それでは、今、事務局から今年度の方向性についてお話がございました。これにつきましてご意見等があれば承りたいと思います。

どうぞ、伊佐委員。

○伊佐委員 教員研修の実施というところで、やはりどういう講師が来るかというのはとても重要だと思うのですが、何か今、既に候補とか、こういう分野の人とかいう計画はあるのでしょうか。

○小林委員長 それでは、事務局からこの点につきましてご説明いただければと思っております。

○事務局 昨年度のお話の中で、本委員の八巻委員がさまざまにほかのところでの実績があるとか、我々が今までやってこなかったようなご示唆がある研修をさまざまな……で、そこでどういった研修が必要なのかということ、そのところを八巻先生にお願いしようとして今、考えているところでございます。

○小林委員長 ぜひ私どもの委員の中からそういうことでご指導いただけるということであれば、大変ありがたいなと思います。これについて何か八巻委員、もしお言葉があれば。

○八巻委員 こういうふうにお声をかけていただくのはとても光栄で。ただ、すごくここ数年いろいろな地域で呼ばれて、勝手に言うと、アドラーの発想というのが私のベースに専門にあるので、その考え方といじめ対策ということがすごくリンクするんですね。なので恐らくこれからご相談しながらつくっていくと思うのですが、そういう考え方を先生方に知っていただくことが即いじめ対策になると思っていますので、いい形で国立の先生方にアピールできればいいかなと思っています。ただ先生方からもいろいろ教をいただいて、やはり国立市をとというわけではないですが、国立の先生方にフィットした形の実のある研修をつくりたいなと思っていますので、ご協力のほど、ぜひよろしくお願いたします。

○小林委員長 今、先生からももしこの委員会というのがありましたので、もちろん主体的には八巻先生にお任せするような形になると思いますが、もし委員会としてこんなこともということがありましたら、また次回の機会、8月の機会にでも各委員からお持ちよりいただいて、場合によっては検討していきたいなと思います。

ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。事務局のほう、年間計画については特にあと補足はご

ございますか。よろしいですか。

○事務局 では、よろしいでしょうか。大きな方向性として対象を教員とした取り組みを行っていく、それから教員研修を実施していくという形でご了解いただければ、下の年間計画、具体的な日程のほうで行わせていただければスムーズかなと考えてございます。こちらのほうを説明させていただいてもよろしいでしょうか。

○小林委員長 お願いいたします。

○事務局 今回5月10日で取り組みの確認をしていただいた後に、まだ調整が難しかった方もいらっしゃるのですが、今、いただいている範囲の中で特に小林先生、ご出席いただけそうな日程等を組ませていただいて、今回は8月28日の火曜日7時からという形。これについては既に平成29年度の問題行動等調査の結果が出ておりますので、こちらさまざまな数値等をお示しできるかと考えてございます。

その際に、今、国立市を見るような形ですね、八巻先生おっしゃっていただいたとおり教員研修の内容などについてできれば八巻先生の日程について、こういった形でというのをちょっと原案を示していただきながら、こういったことを盛り込む取り組みはないかという委員のご意見等をいただき、第3回という形で9月20日の木曜日、この日が教員研修当日という形で八巻先生と事前に調整させていただいてございます。これが2時45分からという時間帯でございますので、ほとんどの委員の方はなかなか調整が難しいかと思うのですが、もしお時間が許す委員の方がいらっしゃいましたら、この時間ぜひ参加していただいて、手応え等、成果や課題等についてご意見いただければと思います。

さらに第4回については、12月19日の水曜日とここに書いてあるのですが、ごめんなさい、これちょっと委員長の予定が入ってしまったということでございますので、今、変更案としましては、1月24日の木曜日をちょっと書いてしまっているのですが、変更してこの時間帯でどうかというところでございます。

この会議については、ちょっと古くなってしまっているのですが、6月の「ふれあい月間」調査がもう既に終わっておりますので、分析が可能であることと、教員研修が実際どうであったか。それらも踏まえて、教員への提言についてどんなことをこちらの委員会として発していただけるかということの検討を始めていただき、最終回2月25日の月曜日ということで、こちら11月の「ふれあい月間」調査の分析とともに、教員への提言等をまとめていただいて、今回のようなしっかりとした印刷業者に頼むような印刷ではもうできないのですが、いろいろな形でこちらにいただいたご意見を抜粋していきたいと考えてございます。このような年間計画はいかがでしょうか。ご検討をお願いいたします。

○小林委員長 もし、今の段階でちょっと9月20日はそういうことで、なかなか時間的にもということがございましたら、それ以外のところで何か不都合があればと思います。いかがでございましょうか。どうぞ、八巻委員。

○八巻委員 重要な日だと思うのですが、8月28日はもう予定が入っていますので。この日はやはり私も皆さんからご意見とかきちっと伺える会なので、もし可能であれば、……でもだめですか。

○小林委員長 そうですね。調整がきけば。

○山田委員 済みません。返事が遅れてしまって。別件が入ってしまっていて。動かしていただければ大変ありがたいです。

○事務局 委員長の7月、もし可能な日が、今のところいただいているのが5と11と19といただいていたのですけれども、そのほかとかはいかがですかね。

○小林委員長 それ以外。

○事務局 今、いただいているので、これが全部丸という日がないのですね、7月が。

○八巻委員 8月はだめですか。厳しい。

○事務局 8月は委員長次第でございます。

○八巻委員 ああ、そうですか。失礼しました。

○事務局 委員長が28日のみで大丈夫ということですよ。

○小林委員長 ちょっとタイトなのですが。24日の金曜日。

○事務局 こちらで預かっているものについては大丈夫そうですが、ただ伊佐委員と岸委員については全てを網羅していないので、ちょっとここでご検討いただければと思うのですけど。

○八巻委員 夜、7時からですよ。

○事務局 はい。よろしければ。

○八巻委員 であれば、私は24日の金曜日はあれですよ。先生、山田委員は。

○山田委員 私は大丈夫です。

○小林委員長 よろしいですか。24日の金曜日。事務局のほうは。

○事務局 こちらは大丈夫です。

○小林委員長 では、8月28日の分を8月24日の金曜日ということですよ。

○事務局 ありがとうございます。第4回、第5回はこの日程でよろしいでしょうか。

○小林委員長 それでは、以上のような年間計画で今年度進めてまいります。ただ、もうこれはあくまでも計画でございますので、また、その時々でさまざまな件が出てきたりとか、さらには私ども委員としてここは話し合いを深めたり協議をしていくとか、さまざまなことがあろうかと思っておりますので、その節はよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、本日の議事は以上でございますけれども、委員の方々からよろしいですか。それでは、どうもありがとうございました。

○事務局 小林委員長、議事進行等ありがとうございました。今年度の方向性等決めていただきましたので、教育委員会といたしましても、ほかの還元するものも本当に教員の研修を充実させるように方向づけてまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひをいたします。

三浦課長よりご挨拶をお願いします。

○三浦教育指導支援課長 では、本日お忙しい中、ありがとうございました。最後に1つだけ情報提供させていただきたいと思っております。いじめ防止対策と包括的にはあう部分も多いかとは思っておりますが、実は先ほどの総務省からの勧告の中にも自殺に至るケースが大変多いということで、いじめを要因としない自殺も、若者の自殺が大変多いということで、自殺防止の観点から東京都の公立小・中・高校と特別支援学校で今年度からSOSの出し方に関する学習に取り組みます。本市も小・中学校において年間1回以上ということで、今年度はスタートということで、1回ということで設定をしておりますので、直接全てがいじめに起因するところではないのですけれども、何かみずから命を絶たなければならないようなところに追い込まれたときに近くにいる大人にそのことを発信できるような力を身につけさせるところに取り組んでまいりますので、またある程度の学校の実践が行われたところで内容についてはご報告をさせていただきたいと思っております。では、本日大変お忙しい中、お集まりいただ

きましてありがとうございました。

—了—